

# 民間委託等の推進方針

平成18年3月

新潟市

市政創造推進戦略本部

## 目 次

1 . 公共サービスとは . . . . .	1
2 . 公共サービスのこれから . . . . .	2
3 . 行政と民間の新たな役割分担とN P M . . . . .	3
4 . 民間委託等移行・導入時の課題 . . . . .	4
5 . 新潟市基本指針 . . . . .	4
6 . 検討の進め方 . . . . .	5
<input type="checkbox"/> 民間委託の導入・拡大を検討する業種について	
<input type="checkbox"/> 民営化を検討する事業	
<input type="checkbox"/> 指定管理者への移行を検討する施設	
7 . 「総チェック」と「推進方針」 . . . . .	7
民間委託（拡大推進） . . . . .	11
民間委託（移行） . . . . .	18
民営化 . . . . .	20
指定管理者制度 . . . . .	21
P F I方式 . . . . .	22
8 . 民間委託等の進め方 . . . . .	23
推進計画の策定 . . . . .	23
民間委託等の効果の検証と評価 . . . . .	23
推進体制 . . . . .	23
<input type="checkbox"/> 市政創造推進戦略本部	
<input type="checkbox"/> 行政経営部会	
<input type="checkbox"/> 行政経営委員会	
参考 これまでの経緯 . . . . .	25

## 1. 公共サービスとは

多くの市民に向けて提供される「公共サービス」は、行政が主体となって提供するものだと考えがちですが、民間が主体となって提供するものや、行政と民間がともに提供するものもあります。

例えば、行政が主に提供している「公共サービス」( = 「行政サービス」) には、福祉分野での各種給付事業や、警察・消防などの安全な生活環境づくり、小中学校での義務教育や公民館での生涯教育などの教育分野、道路や公園、上下水道などの社会資本の整備・維持管理などがあります。

これに対して、鉄道事業や電気・通信事業、銀行事業などの公共サービスは主に民間が担っています。

また、幼稚園・保育園などの保育事業、高齢者の介護福祉事業、病院などの医療機関、住宅供給など、行政と民間がともに提供しているものもあり、多くの政令指定都市などではバスや地下鉄などの公共交通事業を両者で行っているところもあります。

このように、公共サービスは行政だけが提供するものではなく、民間企業も参入して公的な役割を担っているのが現状であり、従来、行政が行っていたものでも民間に移行したものもあります。かつて国鉄や電電公社が民営化されてJRやNTTが誕生し、今、郵政が民営化されようとしているように、その時々時代の背景や社会的状況の変化、また利用者である市民の考え方によって、公共サービスの提供主体は変わっていきます。

## 2. 公共サービスのこれから

今日では人口減少の時代を迎え、経済成長の大きな伸びが見込めない中、公共サービスを提供するための財政的資源や人的資源は、ますます限られたものになり、むしろ今後は減っていくことが予想されます。

一方、市民の地方公共団体に対する期待や要望などの行政需要は、これまでと同様に、ますます増大していくと考えられます。例えば、団塊の世代が定年を迎え、高齢化は一層進み、高齢者を対象とした福祉関連事業に対する需要は、大幅に拡大することが予想されます。

さらに、少子化問題があります。これからの日本の社会全体に深刻な影響を与える問題であり、その流れを変えるためには抜本的な対策を講ずる必要があります。具体的には、男性・女性に限らず、働き方の見直しや仕事と子育ての両立を推進し、子どもを安心して生み育てられる社会を実現するため、行政による保育事業の充実や子育て世代の財政的な負担の軽減など、少子化対策のための事業の拡大や、新しい施策が求められています。

また、日本の安全神話の崩壊により、我々の身近においても急激に犯罪が増加しており、首都圏などの都市部に限らず地方都市においても安心・安全な街づくりが求められています。このような現状に行政として何ができるのか考えなければなりません。

さらに、市営住宅、道路、公園、体育施設等の公共施設の整備に関しても、これまでのバリアフリー（注1）といった考え方から一歩進んだ、ユニバーサルデザイン（注2）により整備することが求められています。年齢や障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすいように施設を整備する必要があり、また、そのための管理運営にかかる経費はこれまでよりも増加することは避けられません。

このように地方公共団体の財政的資源が増えないにもかかわらず、市民要望や行政需要は増加の一途を辿り、その乖離を埋めるための新たな公共サービスの提供手法が求められています。

---

### （注1）バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。建築用語として登場したので、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

### （注2）ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によって、1. 誰にでも使用でき入手可能（公平性）、2. 柔軟に使用できる（自由度）、3. 使い方が容易にわかる（単純性）、4. 使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、5. 間違えても重大な結果にならない（安全性）6. 少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、7. アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）の7つの原則が示されています。

### 3．行政と民間の新たな役割分担とNPM(ニュー・パブリック・マネジメント)

これまででも、本市では行政改革の一環として、様々な業務を民間に委託してきました。

その背景の第1には、まず、行政と民間企業との間のコスト差があげられます。民間委託に伴う経費節減効果を生かすことで、簡素な行政組織の構築や定員の適正化、直接的経費の削減による行財政のスリム化が可能となります。

背景の第2には、住民ニーズの多様化があげられます。行政サービスに対する住民のニーズが多様化・複雑化してきており、従来の体制や仕組みでは対応出来ない、また、対応するためには専門的な職員や多様な業種の職員を配置する必要があり、人件費などの経費の増大が見込まれることです。

背景の第3には、委託先の民間企業の成熟があげられます。民間委託の受け皿となる民間企業においては、ノウハウを蓄積したり、先進的な企業との連携によりノウハウを吸収したりすることによる受託能力の向上がみられ、公共サービスの提供を代行できる主体として育ったことがあります。

現在は、民間企業だけではなく、NPO法人(注3)などを代表とした公益活動を行う市民団体も、公共サービスを提供する領域に積極的に進出するようになってきており、特に退職間もない高齢者の就業意欲を活用した団体等は、今後事業を拡大していくことが見込まれ、民間と行政の協働関係が築かれ、社会を支える体制が構築されつつあると言えます。このような流れの中で、これから我々行政は、どのように民間との新たな役割分担を構築していくべきなのでしょうか。

今後は、行政が主体となって提供している公共サービスの分野について、「顧客志向」、「成果重視」、「市場原理の導入」等、NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)(注4)といわれる考え方にに基づき、提供主体について見極める必要があります。全ての行政活動が、目的と手段の関係で「政策」・「施策」・「事務事業」といった政策目的体系に整理され、市民満足度の向上を目指して、一つひとつの事務事業について市の関与の必要性や民間活力の活用の観点から検討され、適正に分析・評価されることが重要です。民間に任せたほうがより良いサービスが期待できるものは、本市の事業としてではなく、思い切って民間に移譲(民営化)していくなど、地域社会の発展のために、公共サービスのあり方自体を見直し、行政と民間との新たな役割分担を構築していくことが求められています。

---

(注3) NPO法人

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。Non Profit Organization の略。

(注4) NPM

民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという考え方。NPMの3つの基本原則として、(1)競争原理の導入(2)業績/成果による成果主義、(3)政策の企画立案と実施執行の分離(権限委譲)がある。New Public Management の略。

## 4 . 民間委託等導入・移行時の課題

民間委託を円滑に推進していくためには幾つかの課題を解決する必要があります。

課題の第1として行政サービスの質の維持・向上があげられます。民間委託による行政サービスの提供が、市民に満足してもらうためには、民間に委託しても本市がサービス内容に責任を持ち、安定的なサービスの提供を図ることが必要です。また、サービスの質について言えば、常に向上することを利用者である市民は期待します。また、住民の個人データなどの情報管理も質を維持する上では重要です。近年、情報通信技術（IT）の進歩は急速に進んでいます。市民のプライバシー保護のため、本市・委託先民間企業の両者が情報管理を徹底させ、市民に不安を与えないことが必要になります。

課題の第2には、職員の処遇の問題があります。民間委託に伴うコスト削減効果は、効率的な行政システムの構築に寄与しますが、組織の簡素化や定員の削減により、中には雇用面の不安や不満を抱く職員も想定されます。しかし、民間委託に伴い生じた余力を、既存サービスの充実や新たなサービスに振り向けることにより、行政サービス全体としての向上を図っていくことが必要なのです。

課題の第3には、委託における市場原理の確保があります。民間委託を活用して質の高い行政サービスを継続的、安定的に供給していくには、複数の民間企業や非営利団体等を育成し、市場原理が働くような仕組みが重要となります。また、委託方法の公開など行政の透明性向上に努めることも大切です。

## 5 . 新潟市の基本指針

本市では、公共サービスの民営化や民間委託を全庁的・総合的に推進するために、市としての方向性を「民間委託等の推進に関する基本指針(平成16年4月)」としてまとめました。この指針では、「民営化、市民との協働」「PFI」「外部委託(指定管理者制度を含む。)」の3つを具体的な手法として示し、基本的な方向を定めました。また、民営化や民間委託等を推進していくにあたっての課題・留意点を以下のように例示しています。

**民間企業等の状況把握**

**サービス水準の確保**

**責任の明確化**

**機密の保持**

**安全性の確保**

**競争性・透明性・公平性の確保**

**知識・技術の維持・継承**

さらに、民間委託を推進していく体制や手法についても、本市における全ての事務事業、施設の管理等について、具体的な検証(総チェック)を実施することの必要性や、その実施にあたっては、全庁的、横断的な職員による「専門チーム」を設置して取り組むこと、また、市民公募を含めた外部の委員による審議会を設置し、市民等の外部の意見も取り入れて推進していくことを定めています。

## 6. 検討の進め方

### □ 職員の定員適正化と民間委託等の推進

この度の政令指定都市を目指した市町村合併により、新・新潟市の職員数は、人口が同規模程度の政令指定都市（注5）と比較すると、普通会計部門（病院，水道，下水道等の特別会計職員を除いたもの）で500人程度（7.8%）の職員数が超過しており，原因としては，

- ・ 本市の行政区域の地理的特性や市町村合併により，出先機関（支所・地区事務所）が多い。
- ・ 全支所に教育事務所を設置している。
- ・ 市の方針として保育所などの福祉関係施設を充実させてきた。
- ・ 全国有数の耕地面積を有するため農業関連部門に多くの職員が配置されている。

ことなどに因るものです。

これらについては、「定員適正化計画」を定め，事務処理のIT化や職員配置の見直しなどにより適正化を図ることになりますので，今後，策定する民間委託等を推進する計画は，「定員適正化計画」と整合性を図りながら，民間委託・民営化による効果が現れるように検討を進める必要があります。

### □ 民間委託の導入・拡大を検討する業種について

民間委託とは，市が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保しつつ，その事務事業を民間企業やNPO法人などの団体・個人に委託することです。「市が直接実施する必要があるかどうか」また，「民間に委ねることによって質の向上や経費の削減など効率的な業務執行が図られないか」などの視点から民間委託を進める対象や課題を整理し，以下に示すように民間委託に適する業務を類型化し検討を進めました。

**定型的業務**・・・データ入力・処理業務や窓口での収納・交付業務など

**臨時的業務**・・・イベントや講習会など常時一定の職員を配置する必要のない臨時的に発生する業務

**専門的知識が必要な業務**・・・高度の専門的知識，技術等を要し，技術革新の進歩が早く，民間の専門的な知識，技術，設備等の活用が期待できる業務

**民間同種業務**・・・公用車の運転など同種の業務を行っている民間の事業主体が多く，民間委託により効率的・効果的な執行が期待できる業務

**その他**・・・上記以外で委託により効率的な執行が期待できるもの

---

（注5）人口が同規模程度の政令指定都市

人口100万人以下の政令指定都市（北九州市，仙台市，千葉市，静岡市）



#### □ 民営化を検討する事業

民営化とは、市場原理が的確に働く領域において、民間のノウハウを活用することで、より多様なサービスが提供できたり、同じサービスを低コストで提供できるものは、民間に委ねることを基本に、各種の事務事業を施設等も含め民間部門に移譲することですが、民間部門によって提供されているサービスの価格と品質が的確であるかどうかを十分に監視・指導することが必要になります。

法令等の改正により、行政が実施主体となっていく必要性が失われ、又は減少しているもの  
民間によって同種のサービスが提供されていて、行政が競合して実施する必要性が薄れているもの

民間活力の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの

- ・行政が実施主体となるよりも民間が実施する方が経費の低減とサービスの向上が期待でき、場合によっては、行政では採算が取れない事業であったが、民間のノウハウを活用するなどの経営努力を行うことで、十分採算がとれると見込まれるもの
- ・同一サービスを提供する民間事業者が多く、行政によるサービス提供を廃止・縮小することにより民間によるサービスの拡大・充実に期待できるもの

#### □ 指定管理者への移行を検討する施設

地方自治法の一部改正が行われ（平成 15 年 6 月 13 日公布，同年 9 月 2 日施行），公の施設の管理に関して，多様化する住民ニーズに，より効果的，効率的に対応するため，公の施設の管理に民間の能力を活用し，住民サービスの向上を図るとともに，経費の削減等を図ることを目的に「管理委託制度」から「指定管理者制度」への制度改正が行われました。

本市においても，「公の施設に係る指定管理者制度に関する指針（平成 16 年 12 月）」を定め，公の施設の管理に関し，各施設の設置目的，事業内容，施設規模，現在の管理受託者の状況等を勘案し，民間事業者，NPO 法人，地域住民などの能力を積極的に活用することにより，効果的・効率的な管理を行い，市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図るため，指定管理者制度を積極的に導入します。

今年度は，外郭団体等への管理委託施設について，条例改正，指定管理者の公募や選定，指定議案の提出など，具体的な移行事務を行い，移行準備を完了する必要があります。

#### □ P F I 方式の検討

大規模プロジェクトの実施や公共施設の整備・運営については，P F I による建設・運営の可能性についても検討します。P F I とは，公共施設の建築・維持管理・運営等を，民間の資金，運営能力及び技術力を活用して行う手法です。具体的には，「（仮称）新潟市 P F I の導入に関する指針」を策定し，施設建設費の額，又は，年間の施設維持管理費の額を基準として設定するなどし，対象となる事業については P F I の導入を検討します。



## 7. 「総チェック」と「推進方針」

16年度に策定した「民間委託等の推進に関する基本指針」と、指針に基づき設置した「専門チーム」により市内の歳出予算の全事務事業と、窓口業務や調査業務など「予算事業名に現れない業務（仕事）」を加えた約3,700の事業・業務を対象として、民間等への委託の可能性を調査しました。

全予算事業2,700の中から、人件費、補助金のようにそれ自体では検討することが困難な予算事業名や、法令等により委託が非常に困難なものを除くと、実際に検討の対象となったものは600事業であり、600の事業は1,399の業務に分解されました。（予算事業【作業工程図】参照。）

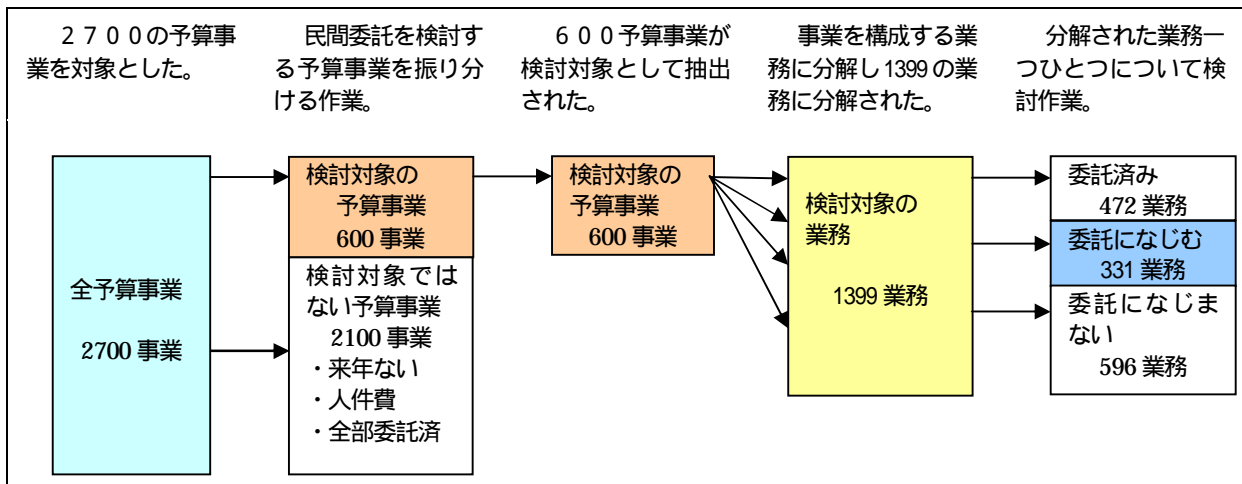
そこに予算事業名に現れない965業務から、事業のとき同様に法令等により委託が難しいものを除いた278業務を加え、1,677の業務について検討の対象としました。（予算に現れない業務【作業工程図】参照。）

1,677の業務について一つずつ具体的に検討した結果、約3割の業務については既に委託が（一部あるいは全部）行われており、また、約4割の業務については、本来市で行うべき業務等であり委託になじまないとされ、直営で引き続き実施していくことが適当であることが確認されました。残りの約3割の484(331+153)の業務については、課題の多寡や重要度はそれぞれ異なるが「委託になじむ業務」であるため、今後課題をクリアしていきながら委託を推進していくという結果になりました。

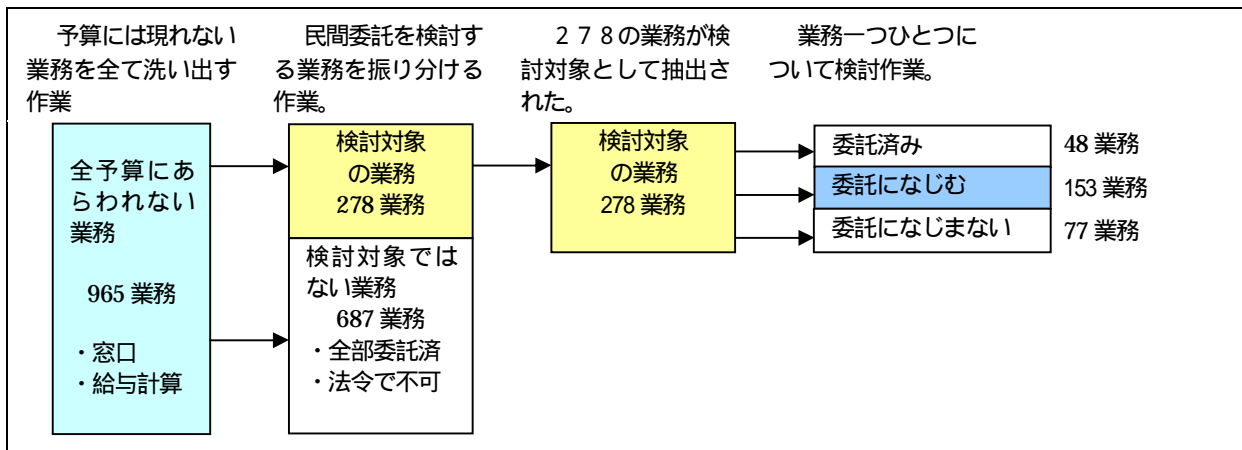
全検討対象 = 「委託済み」 + 「課題の多寡はあるが委託になじむ」 + 「委託になじまない」

1677	520(31.0%)	484(28.9%)	673(40.1%)
------	------------	------------	------------

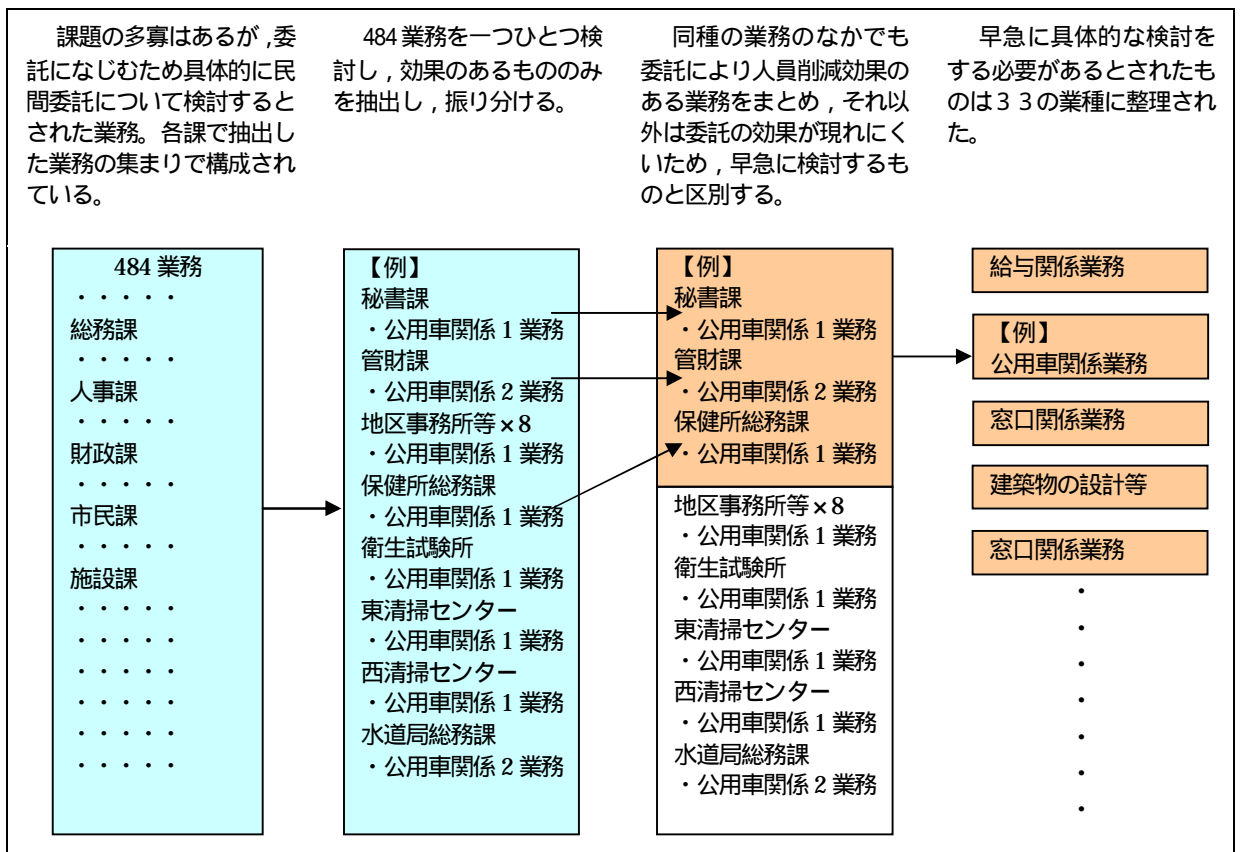
### □ 予算事業【作業工程図】



## □予算に現れない業務【作業工程図】



調査の結果を踏まえ、課題の多寡はあるが委託になじむとされた484の業務について、委託した場合効果が期待できる、年間を通じて業務量の多いものを対象として同種の業務をまとめた結果、33の業種等に整理され、早急に具体的な検討をする必要があると報告しています。



今年度は「市政創造推進戦略本部」の内部組織として設置された「行政経営部会」において、専門チームの分析により、早急に具体的を検討すべきと整理された33業種等を中心に、各課への調査・ヒアリングを実施し、例えば、正規・臨時・非常勤職員数や業務量、業務を行うために必要な職種（事務職・技術職）、業種の性格などの特殊事情、現在の職員の処遇の課題の有・無（異動で対応できない特殊な専門職）、想定される委託先（外郭団体、事業所所在地）と委託料、市民要望、

他都市の参考事例，過去の検討経緯など，現状の把握と課題の整理を行い，次のとおり，市としての民間委託等への方向性をまとめました。

□ 民間委託（拡大推進） 16業種

民間委託を推進し，既に委託しているものは拡大をし，委託していないものは民間委託を導入する業務ですが，業務を遂行する上で必要となる技術の継承や，より効果的・効率的に業務を行うには，職員が直接行う部分も残るなど，その業務の性質上，全てを委託するのではなく，市の職員が直接行う業務も残しておくことが必要と考えられる業務です。

□ 民間委託（移行） 4業種

民間委託を推進し，既に委託しているものは拡大をし，委託していないものは民間委託を導入する業務ですが，十分な委託業務の評価体制を整備するなど，行政責任を確保する仕組みを導入し，将来的には市の職員が直接行う必要がなくなると考えられる業務です。

□ 民 営 化 2業種

施設も含め民間へ移管し，民間が行うことになる業務です。そのことにより，経費の削減や，市民サービスの向上などが期待されます。

□ 指定管理者制度 4施設

指定管理者制度を導入する施設です。施設の維持管理や運営にかかる経費の削減や，施設の利用者に対するサービスの向上が期待される施設です。

□ P F I方式 1施設

今後，新設・建て替え等する施設の中でP F I方式を導入し整備する施設です。そのことにより施設の維持管理や運営にかかる経費の削減が期待されます。

【民間委託等の方向性別一覧】

方向性	対象	所管
1. 民間委託 (拡大推進)	1 職員給与等計算業務	人事課等
	2 各種証明書の窓口業務	市民課
	3 水道局の電話受付業務	水道局 業務課
	4 設計・工事監理業務	営繕課 等
	5 測量・設計業務	土木事務所 維持管理課等
	6 計量器の定期検査業務	消費生活センター
	7 レセプト点検業務	高齢者福祉課 等
	8 埋蔵文化財調査業務	歴史文化課
	9 公用車運転業務	管財課 等
	10 道路維持補修業務	東・西土木事務所 維持管理課
	11 下水道管路・管理施設維持補修業務	東・西土木事務所 維持管理課
	12 公園等の維持管理業務	東・西土木事務所 建設課
	13 明生園・知的障害者デイサービスセンター管理運営	障害福祉課
	14 図書館運営業務	沼垂図書館
	15 処分地の管理運営業務	清掃センター
	16 浄水場運転監視業務	水道局浄水課
2. 民間委託 (移行)	1 可燃ごみ収集運搬業務	東・西清掃センター
	2 給食調理業務(学校・市民病院等)	保健給食課 等
	3 船見下水処理場及びポンプ場の業務	下水道管理センター
	4 墓地・霊堂管理業務	保健福祉総務課
3. 民営化	1 公立保育園運営業務	こども課等
	2 大山台ホーム・松鶴荘管理運営業務	高齢者福祉課
4. 指定管理者 制度	1 農村環境改善センター	農地課
	2 市営住宅	住宅課
	3 青山斎場等	保健福祉総務課
	4 老人憩いの家	高齢者福祉課
5. PFI方式	1 焼却施設	廃棄物政策課

## ① 民間委託（拡大推進）

民間委託を推進し、既に委託しているものは拡大をし、委託していないものは民間委託を導入する業務ですが、業務を遂行する上で必要となる技術の継承や、より効果的・効率的に業務を行うには、職員が直接行う部分も残るなど、その業務の性質上、全てを委託するのではなく、市の職員が直接行う業務も残しておくことが必要と考えられる業務です。

1	職員給与等計算業務	所管	人事課等
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修派遣等に係る旅費計算，支払，会計処理事務手当認定，給与計算，給与支払，会計処理業務</li> </ul>		
効果課題	<p>【費用対効果】 人件費の面でコストダウンが期待できる。</p> <p>【行政責任】 最終的な責任は行政にあるので，確実に個人情報秘密保持が履行できる信頼性の高い委託先を選考する方法を十分検討する必要がある。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>年末調整業務は，早急に民間委託すべきである。</p> <p>旅費計算業務などは，財務システムの変更が伴うことや，政令市移行後の業務量の増大など，大幅な業務の変更が見込まれるため，政令指定都市移行後に再度検討する。</p>		

2	各種証明書の窓口業務	所管	市民課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種証明交付申請書の受付，審査，出力，手数料の徴収及び証明書の交付。</li> <li>戸籍，附票，住民記録の電算入力業務</li> </ul>		
効果課題	<p>【サービス】 具体的に市民サービスの向上に直結するものは見出しにくいですが，処理時間の短縮が期待できる。</p> <p>【費用対効果】 人件費の面でコストダウンが期待できる。</p> <p>【行政責任】 処分行為の部分を職員が担い，単なる事実行為としての部分を委託等で行うのであれば，特に問題はないものと考えますが，委託先の個人情報の管理について，セキュリティ対策が確保されている必要がある。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>民間委託は，個人情報保護の観点から十分な検証が必要と思われる。</p> <p>政令指定都市へ移行により，現在の体制を見直したり，区役所の業務の整理を行う際に，料金収納業務や入力作業などを民間委託（場合によっては嘱託職員）で行うような方向で検討を行う。</p>		

3	水道局の電話受付業務	所管	水道局業務課
内容	・水道使用開始・中止等の受付業務		
効果 課題	<p>【サービス】 受付業務を民間専門員とすることで電話等の窓口対応のサービス向上と平準化が図られ、また窓口を一元化することにより、お客様の利便性（お客様にとって連絡先が一本化される）が向上する。</p> <p>【費用対効果】 各営業所等で行っている受付業務を整理統合し集中受付機関の設置と合わせて業務を民間委託することで、人件費の削減効果が見込まれる。</p> <p>【行政責任】 委託業者が個人情報を取扱うこととなることから情報の漏洩に対する防止策が必要である。また、質の高いサービスを確保するために、委託先の選考方法についての調査検討が必要である。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>新しい電算システムの構築など、業務の一元化（集中受付）に向けた体制整備等の検討を行ったうえで、「水道局コールセンター（注6）」を設置し、それを民間に委託する。</p>		

4	設計・工事監理業務	所管	営繕課等
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計業務（設計図書の作成，構造計算等）</li> <li>工事監理業務（工事施工における品質管理・検査業務）</li> </ul>		
効果 課題	<p>【費用対効果】 事業費や職員の削減にはつながらないが、合併建設計画等による業務量増加に対して、専門技術職員の増員を極力抑えることができるので、人件費の面でコストダウンが期待できる。</p> <p>【行政責任】 「公共工事の品質確保の推進に関する法律」（品確法）の主旨から、委託部分の履行に係るより適切なチェックが必要となる。</p> <p>工事監理を行うことにより、設計の長所・短所の把握ができると共に、各技術職員の大切な技術に対するOJT（注7）の場にもなっており、委託により大事なトレーニングの場を失うことになるため、代替策が必要になる。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>合併建設計画や政令指定都市移行による業務量の増大もあり、民間委託の拡大が必要である。民間に委託する量と職員が直接行う量を勘案し、技術の継承にも配慮し、民間委託を拡大する必要がある。</p>		

5	測量・設計業務	所管	土木事務所維持管理課等
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査業務（土質，家屋，測量等）</li> <li>・ 設計業務（設計図書の作成，計算書等）</li> </ul>		
効果 課題	<p>【サービス】 小規模工事箇所の測量及び設計業務を一括委託することにより，事前に設計図書等が作成されるため，市民等からの工事の要望に対して，より迅速な対応が可能になる。</p> <p>【行政責任】 品質管理や守秘義務についての配慮が必要になる。 現在も委託をしているものもあり，業種的には委託可能な業務であるが，委託することで，職員の技術の継承などに課題がある。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進) 今後職員の増員は難しいことから，業務の増大などについては委託を拡大することで対応する。 民間に委託する量と職員が直接行う量を勘案し，技術の継承にも配慮し，民間委託を拡大する必要がある。</p>		

6	計量器の定期検査業務	所管	消費生活センター
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業者及び病院・学校等での取引や証明に使われる計量器の定期検査業務</li> </ul>		
効果 課題	<p>【サービス】 安定的な検査技術（計量士）の確保及び土日の実施など，より一層受検者のニーズに対応できる。</p> <p>【費用対効果】 監視及び指導のための立入検査，適正管理事業所の指定検査，計量法の普及啓発など，委託できない部分を除き，事務量の軽減が期待できる。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進) 17年度から合併地区の委託化を進め，法律により直営で行う必要があるものを除き，19年度から市内全地域を委託化する。</p>		

(注6) コールセンター

一般的には，お客さまや住民の電話対応を専門に行なう部署のことです。パソコンやインターネットなど特別な知識や設備を必要とせず，電話でリアルタイムにやりとりができるため，便利で，気軽に利用でき，また企業や地方公共団体にとっては，ニーズを的確に把握し，顧客満足度の高いサービスを実現する手段となります。

(注7) OJT

”On the job training(オンザジョブトレーニング)”の略称で，オージェイティーと読みます。業務上必要とされる知識や技術を，実務の中で習得していただくためのトレーニング方法を指します。



7	レセプト（注8）点検業務	所管	高齢者福祉課等
内容	・医療機関から送付されるレセプト整番及び内容を点検する業務		
効果 課題	<p>【高齢者福祉課（効果）】 合併による点検件数の増加により，点検スペースや，嘱託職員の確保などの課題が生まれた が，民間に委託することにより，それらの課題が解決され，加えて経費も安くなった。</p> <p>【国民健康保険課（課題）】 委託することで精度が下がる可能性もあり，慎重に判断する必要がある。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進) 現在の嘱託職員や臨時職員による対応には点検精度に関して信頼性が認められるが，将来的 に人員等の確保に問題が生じる場合も想定されるため，既に委託している高齢者福祉課の委 託移行効果を検証し，国民健康保険課においても今後委託化すべきか検討する。（国民健康保 険課の場合は，レセプト点検の精度及び点検率などで県調整交付金交付金額に影響する。）</p>		

8	埋蔵文化財調査業務	所管	歴史文化課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出土遺物整理</li> <li>・ 調査，報告書作成</li> </ul>		
効果 課題	<p>【費用対効果】 事業の部分委託をすることで，事業費の圧縮効果が見込める。</p> <p>【行政責任】 民間企業へ委託した場合でも，行政責任が果たせる方法を検討する必要がある。</p> <p>【職員処遇】 専門的な職員が行っているため，人事異動などでは対応できない。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進) 記録の保存等の職員が行わなければならないものもあり，全てを委託することはできないが， 他の地方公共団体で委託を実施しているところを研究し，委託できる範囲や業務量の積算を し，順次委託を拡大していく必要がある。</p>		

9	公用車運転業務	所管	管財課等
内容	・公用車の運転及び管理・連絡業務		
効果 課題	<p>【費用対効果】 民間委託と嘱託職員の併用により人件費の削減効果が期待できる。</p> <p>【職員処遇】 職場が年々減少することが見込まれ，専門的な技労職であることから，配置転換による対応 が難しい。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進) 三役以外の公用車については，公用車である必要性は少ない。費用対効果について検証し， タクシーなど民間で対応できるものは，民間に委託する方向で検討する。 明生園，ひしのみ園は，通園バスの業務について委託の方向で検討する。 保健所の関係は，政令指定都市移行時に各区ごとの業務の整理を行い，その際に検討する必 要がある。</p>		

10	道路維持補修業務	所管	東・西土木事務所維持管理課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路パトロール業務</li> <li>・道路の除草，穴埋，軽微な側溝修繕等</li> </ul>		
効果課題	<p>【サービス】 道路陥没や施設の破損等の市民情報・苦情等に対して，より専門的な見地で速やかな対応及び処理が可能となり，市民満足度の向上が期待できる。</p> <p>【費用対効果】 作業車等の保守点検費及び人件費の削減が図られる。</p> <p>【職員処遇】 専門職である技労職であることから，配置転換の難しさがある。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進) 維持補修業務は，職員は応急処置か，小規模なものしか対応できない。職員が行う必要のある緊急時の対応など最低限必要な業務量を積算し，政令指定都市へ移行した際の道路管理の方法も併せて，検討する必要がある。</p> <p>同種の職員で行う下水道維持補修班と一体的に，早急に職員処遇の問題を検討し，どのくらいの人員を残し，どれだけの量を民間に委託できるか検討する。</p>		

11	下水道管路・管理施設維持補修業務	所管	東・西土木事務所維持管理課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損箇所の補修（仮復旧）</li> </ul>		
効果課題	<p>【サービス】 施設の点検巡視の強化が図られる。</p> <p>【費用対効果】 人件費の削減が図られる。</p> <p>【職員処遇】 専門的な知識を有した技労職であることから，配置転換の難しさがある。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進) 維持補修業務は，職員は応急処置か，小規模なものしか対応できない。職員が行う必要のある緊急時の対応など最低限必要な業務量を積算し，政令指定都市へ移行した際の道路管理の方法も併せて，検討する必要がある。</p> <p>同種の職員で行う道路維持補修班と一体的に，早急に職員処遇の問題を検討し，どのくらいの人員を残し，どれだけの量を民間に委託できるか検討する。</p>		

(注8) レセプト

医療機関が保険者に医療費を請求する際の明細書で，診療報酬明細書という。医師が行った診療や検査の内容，処方された薬について診療報酬点数表に基づいて点数化され，全ての医療機関から患者の加入している健康保険組合などに支払い基金を経由して毎月送付される。1回の診療に1枚のレセプトが発生。

12	公園等の維持管理業務	所管	東・西土木事務所建設課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園施設保守点検，管理業務</li> <li>・ 公園の樹木の剪定，病害虫防除等</li> </ul>		
効果 課題	<p>【サービス】 休祭日等の緊急時の迅速な対応が期待できる。</p> <p>【費用対効果】 人件費の削減が図られる。</p> <p>【職員処遇】 専門的な技労職であることから，人事異動などでは対応できない。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>公園の維持管理について最低限必要な職員を残し，基本的に維持管理業務の大半を民間へ委託する方向で検討する。</p>		

13	明生園・知的障害者デイサービスセンター管理運営	所管	障害福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害のある利用者への支援，指導</li> <li>・ 施設運営全般</li> <li>・ 給食関係業務</li> </ul>		
効果 課題	<p>【費用対効果】 給食関係業務の民間委託により，人件費の面でコストダウンが期待できる。</p> <p>【行政責任】 市の施設では，重度障害者が多いため，国の配置基準を上回る職員配置で手厚い支援を行っている。支援費制度では，基本的に通所者数によって施設の収入が決まってくるため，仮に，明生園が民営化された場合は，施設の採算面から，国基準に近い職員配置を取るものと考えられ，事実上，重度障害者の利用が困難になることが予想される。</p> <p>【職員処遇】 福祉専門職として勤務している者もあり，仮に民営化された場合は，専門職員の配置先が課題となる。(ただし，今後，児童相談所，知的(身体)障害者更生相談所が設置されることによって，そちらへの配置替えも想定できる。)</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>重度の対象者については，職員配置の手厚い当施設で受け入れており，民間に委託することは難しいが，給食業務などの一部の業務を委託することで，経営のコストダウンを図ることができる。</p>		

14	図書館運営業務	所管	沼垂図書館
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本の貸出・返却，図書館同士の相互貸借等相談業務</li> <li>・ 図書館事業・利用状況の調査・分析等</li> <li>・ 図書等購入</li> <li>・ 図書館の広報関係事務</li> <li>・ ボランティア養成</li> </ul>		
効果 課題	<p>【サービス】 図書館業務の一部民間委託等により，司書職員はレファレンス・サービス（調査，相談業務），ビジネス支援，児童サービスなど専門的な業務に集中ができ，サービスの向上が期待される。</p> <p>【費用対効果】 正職員，嘱託職員の増が抑制され，人件費の削減効果が期待できる。</p> <p>【行政責任】 図書館業務は専門性の高い業務であり，民間委託する場合，利用者のプライバシー保持など，質の高い業務委託を行うため，契約のあり方について検討が必要である。</p> <p>指定管理者制度の導入については，ネットワークで全図書館が一体的に運営されているため，一館のみ導入することは難しい。また，図書館の蔵書選書の継続性など行政責任を確保する観点からも導入は難しい。</p> <p>【職員処遇】 司書職員は専門的職員として採用されており，担当業務が限定されるため，人事異動では対応できない。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>新たに設置される中央図書館は，単純業務の貸出・返却部門と，専門性を必要とするレファレンス・サービス，児童サービス部門などが明確に区分されるため，貸出・返却などの単純業務は民間委託を導入し，司書職員はレファレンス・サービスやビジネス支援など専門業務を行うこととする。</p> <p>また，既存の図書館では経費的効果が見込めないため，これまでどおり嘱託・臨時職員の活用を図る。</p>		

15	処分地の管理運営業務	所管	清掃センター
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立地水処理施設運転管理業務</li> <li>・ 埋立業務(搬入車両の誘導，重機による覆土や転圧作業等)</li> <li>・ 計量業務(搬入ごみ申請受付，計量，収納手続等)</li> <li>・ 埋立地宿直・日直業務</li> </ul>		
効果 課題	<p>【費用対効果】 人件費等について，コストダウンが図られる。</p> <p>【行政責任】 周辺住民に対する環境保全業務などは，行政が責任を持って対応する必要がある。</p>		
方針	<p>民間委託(拡大推進)</p> <p>行政責任の関係で，住民とのトラブルなど直接行う必要がある業務もあるが，定型的な水質検査や設備点検業務などの委託できる業務を整理し，委託の拡大を検討する。</p>		

16	浄水場運転監視業務	所管	水道局浄水課
内容	・浄水場の運転監視業務		
効果 課題	【費用対効果】 職員の削減による人件費の削減が期待される。		
方針	民間委託(拡大推進) これまで行ってきた、運転監視業務を委託する方向で計画的に移行する。 より一層委託の効果が現れるように、統括監視システムを導入し、平成18年度からは一箇所で3箇所の監視を行い、その業務を委託する。 合併により引き継いだ施設についても、管理運営方法について検討し、民間委託を拡大する。		

## 民間委託(移行)

民間委託を推進し、既に委託しているものは拡大をし、委託していないものは民間委託を導入する業務ですが、十分な委託業務の評価体制を整備するなど、行政責任を確保する仕組みを導入し、将来的には市の職員が直接行う必要がなくなると考えられる業務です。

1	可燃ごみ収集運搬業務	所管	東・西清掃センター
内容	・可燃ごみ収集運搬業務 ・ごみ収集車維持管理業務 ・粗大ごみ受付業務		
効果 課題	【サービス】 勤務時間がフレキシブル(柔軟)な民間業者へ委託することにより、休日の収集やごみを早く収集してほしいなどの市民のニーズに対応することが可能になる。 【費用対効果】 現在直営と委託の収集コスト格差は2倍以上であり、大幅な経費の削減効果が期待される。 【行政責任】 適正に業務を遂行できる業者を選定するための業者選定基準の策定や、入札方法等について、十分考慮する。 【職員処遇】 現在の現業職員の処遇について検討する。		
方針	民間委託(移行) 現業職員の処遇の課題については、退職不補充など、その手法について検討し、民間へ委託する方向で調整を進め、計画作りを始める。		

2	給食調理業務(学校・市民病院等)	所管	保健給食課 等
内容	・学校等で行う給食関係業務		
効果 課題	【サービス】 民間業者のノウハウや経験等を活用することができ、給食の内容などでサービスの向上が期待できる。 【費用対効果】 人件費のコストダウンが期待できる。 【職員処遇】 多数の専門的職員が携わっているため、多数の職員の配置転換が必要になる。		

方針	<p>民間委託（移行）</p> <p>【学校】 学校給食は、外部の委員も含めた審議会「新潟市における学校給食の今後のあり方検討委員会」を設置し検討しており、その検討結果を踏まえ、方向性を出す。</p> <p>【市民病院】 特殊な調理や対応を必要とするが、現在では民間企業でも対応が可能と考えられることから、早急に経費の比較や、委託先について調査検討する。</p> <p>【その他】 大山台ホームは来年度から実施し、明生園は早急に民間委託する方向で進める。 新潟市にある給食調理業務全体で検討する。</p>
----	--

3	船見下水処理場及びポンプ場の業務	所管	下水道管理センター
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポンプ場の中央監視業務</li> <li>・ 無人ポンプ場の巡回、保守点検</li> <li>・ 下山ポンプ場の運転管理</li> </ul>		
効果 課題	<p>【サービス】 専門業者に委託することにより、維持管理の質の向上が図られる。</p> <p>【費用対効果】 委託を実施することにより職員数の削減が図られ大幅な経費の節減が図られるほか、専門的な知識による管理ができることで合理化も進む。</p> <p>【行政責任】 民間委託しても行政責任を確保する必要があるため、そのための委託の手法について検討する必要がある。（ポンプ等、施設の故障による市民への被害や災害事故等）</p> <p>【職員処遇】 当該運転管理業務には多数の現業職員が携わっているため、多数の職員の配置転換が必要になる。</p>		
方針	<p>民間委託（移行）</p> <p>今後も無人化できるものは無人化を進め、それ以外は委託化の方向で検討する。</p>		

4	墓地・霊堂管理業務	所管	保健福祉総務課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松浜霊堂管理業務</li> </ul>		
効果 課題	<p>【費用対効果】 現在の報酬額が低いため、費用対効果の面からの検証が必要である。</p>		
方針	<p>民間委託（移行）</p> <p>内野霊苑管理業務は、H17 からシルバー人材に委託したため、松浜霊堂についても H18 から委託する。</p>		



## 民 営 化

施設も含め民間へ移管し、民間が行うことになる業務です。そのことにより、経費の削減や、市民サービスの向上などが期待されます。

1	公立保育園運営業務	所管	こども課等
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育園の管理運営業務</li> </ul>		
効果 課題	<p><b>【サービス】</b> 合併後の新・新潟市域において、各地区の地域特性に基づく保育施策の展開を図ることで、広く均一に保育サービスを実施するという保育施策から、地域に根差した特色ある保育施策への転換を図り、市民が必要とする保育サービスを提供することが可能となる。</p> <p><b>【費用対効果】</b> 民間のノウハウの活用により効率化・合理化を進めることで、各種コストダウンが期待され、サービスの拡充や、新たなサービスの提供などが期待される。</p> <p><b>【行政責任】</b> 保育環境の急変防止を図る必要がある。 市民との合意形成に十分配慮する必要がある。</p>		
方針	<p>民営化 既存の社会福祉審議会とともに公募市民等を含めた協議会を設置するなど、市民との合意形成に十分配慮しながら、公立・私立保育園の役割分担や民営化を含めた今後の保育のあり方について検討し、平成18年度を目処に基本計画を策定する。</p>		

2	大山台ホーム・松鶴荘管理運営業務	所管	高齢者福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理運営業務</li> <li>・ 給食関係業務</li> <li>・ デイサービスセンター運営業務</li> </ul>		
効果 課題	<p><b>【費用対効果】</b> 経費の削減効果が期待される。</p> <p><b>【職員処遇】</b> 老人介護職と同種の職場がないため、専門的職員の処遇が課題である。</p>		
方針	<p>民営化 平成18年度から給食業務の民間委託を実施し、経費の削減を図るが、将来的には民営化の方向で検討する。</p>		



## 指定管理者制度

指定管理者制度を導入する施設です。施設の維持管理や運営にかかる経費の削減や、施設の利用者に対するサービスの向上が期待される施設です。

1	農村環境改善センター	所管	農地課
内容	・施設の利用申込，使用料収納業務		
効果 課題	<p>【サービス】 地元住民に管理を委託することで，利用者の立場にたった，きめの細かい住民サービスが期待される。</p> <p>【費用対効果】 人件費の面でコストダウンが図られる。</p>		
方針	<p>指定管理者制度 大江山農村改善センターは18年度から地元住民団体を指定管理者とする。 同様にほかの施設も指定管理者制度導入による費用削減効果等を検討のうえ，計画的に移行する必要がある。</p>		

2	市営住宅	所管	住宅課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退去等届出の受け付け</li> <li>・苦情処理対応</li> <li>・家屋・設備の点検補修</li> <li>・電気，水道など緊急修繕</li> <li>・鍵，空き室の管理等</li> </ul>		
効果 課題	<p>【サービス】 民間のノウハウが導入され，手続き時間の短縮や窓口対応の向上が期待できる。</p> <p>【費用対効果】 職員の人件費を含めた管理運営経費のコストダウンが見込まれる。</p> <p>【行政責任】 入居者の収入や家族構成といった個人情報扱うため，プライバシー保護に留意が必要。</p>		
方針	<p>指定管理者制度 他都市の指定管理者制度導入状況や民間への業務委託などの状況を調査研究し，メリットやデメリットを検証した上で，導入の方向で検討する。 また，公営住宅法の一部改正で施行された管理代行制度についても同様に検討対象とする。</p>		

3	青山斎場等	所管	保健福祉総務課
内容	・青山斎場等の施設管理運営業務		
効果 課題	<p>【費用対効果】 人件費の面で経費削減効果が見込める。</p>		
方針	<p>指定管理者制度 建替えとなる白根の斎場は，指定管理者制度による管理運営を行うことを予定している。 青山斎場も指定管理者制度を導入し，他の斎場（亀田，新津）についても同様に導入を検討する。</p>		

4	老人憩いの家	所管	高齢者福祉課
内容	・施設管理運営業務		
効果 課題	<p>【費用対効果】 人件費の面で経費削減効果が見込める。 一体的に委託をすることで、管理運営費の圧縮効果が見込める。</p> <p>【職員処遇】 松崎荘は、建設当初から、地元住民を管理人として雇用することにしており、この処遇について検討する必要がある。</p>		
方針	指定管理者制度 設置の経緯などから難しい対応を迫られるが、「松崎荘」は早急に対象となりそうな地元の管理運営団体と話し合いを開始し、指定管理者制度に移行する。		

## P F I 方式

今後、新設・建て替え等する施設の中で P F I 方式を導入し整備する施設です。そのことにより施設の維持管理や運営にかかる経費の削減が期待されます。

1	焼却施設	所管	廃棄物政策課
内容	・新焼却施設整備・運営事業（新田焼却場更新）		
効果 課題	<p>【サービス】 DBO 方式（注9）にした場合、民間と公共の長所を併せ持ち、市民に信頼性の高いサービスを提供できると期待される。</p> <p>【費用対効果】 施設の建設と維持管理を一体的に整備することにより、経費の圧縮が見込まれる。 施設の運転管理を委託することにより、人件費の削減が見込まれる。</p> <p>【職員処遇】 現在の専門的職員の処遇が課題である。</p>		
方針	P F I 方式 平成 23 年度に稼働予定である新焼却場は、建設とその後の管理運営も一体とする DBO 方式を導入する。 なお、今後の焼却施設の更新についても、P F I 方式の導入を検討する。		

（注9）DBO方式

資金調達は地方公共団体が行うが、設計、建設、長期運営まで一括して民間企業が行う方式。Design Build Operate の略。P F I 方式の一つの手法。

## 8 . 民間委託等の進め方

民間委託等を進めていく中で、市の行政責任を確保しつつ、計画的に移行するため、以下の取り組みにより推進していきます。

### 推進計画の策定

今後、この方針をもとに具体的に民営化・民間委託への移行・導入時期を示した推進計画である「工程表」を定め、取り組んでいきます。

「工程表」は、計画策定の事前の検証として、委託化によって想定されるサービスの質や量、コストなど行政直営の場合との具体的な数値を用いて比較（人件費を含めたコスト計算を行う。）を行う必要があり、また、「定員適正化計画」との整合性を図りながら、民間委託・民営化による効果が現れるように策定することとします。

「工程表」は、業務の執行における委託の条件や委託先の労務条件などの適法性についても十分な注意を払い、また、市民や利用者等の利害関係者に対して、計画策定過程で情報を提供し、パブリックコメント(注5)を実施するなど、市民の理解を得られるように最大限の努力を払いながら、円滑な民間委託等の推進に努めます。

### 民間委託等の効果の検証と評価

民間委託等を推進する際には、市民満足度の向上の観点から、その効果について検証する必要があります。一度委託に移行したものは、前例を踏襲し、同様に委託を継続することになりがちですが、それでは行政としての責任を果たしたことになりません。一つひとつの民間委託等へ移行した事業について適正に分析し、「顧客志向」、「成果重視」、「市場原理の導入」等、NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)といわれる考え方にに基づき毎年評価し、必要に応じて見直しを実施することで、初めて行政責任を果たしたと言えます。委託の実施に併せて、行政責任を確保するための評価の手法も導入します。

また、行政サービスを利用する市民の評価も重要になりますので、市民が気軽に意見や提言を言える仕組みを導入し、市民の意見を取り入れながら、利用者の視点に立った、より良い行政サービスの提供を絶えず目指します。

### 推進体制

民間委託等の推進については、市政創造推進戦略本部及び行政経営部会により、全庁的・総合的に取り組むとともに、外部の学識経験者や公募委員から構成される行政経営委員会から、必要な意見・提言を受けながら推進します。(P.24 図 参照)

#### □市政創造推進戦略本部の構成

本部長 : 市長 副本部長 : 助役

委員 : 収入役, 教育長, 水道事業管理者, 各局長, 市民局理事

#### □行政経営部会の構成

委員 : 庁内部長職員

#### □行政経営委員会

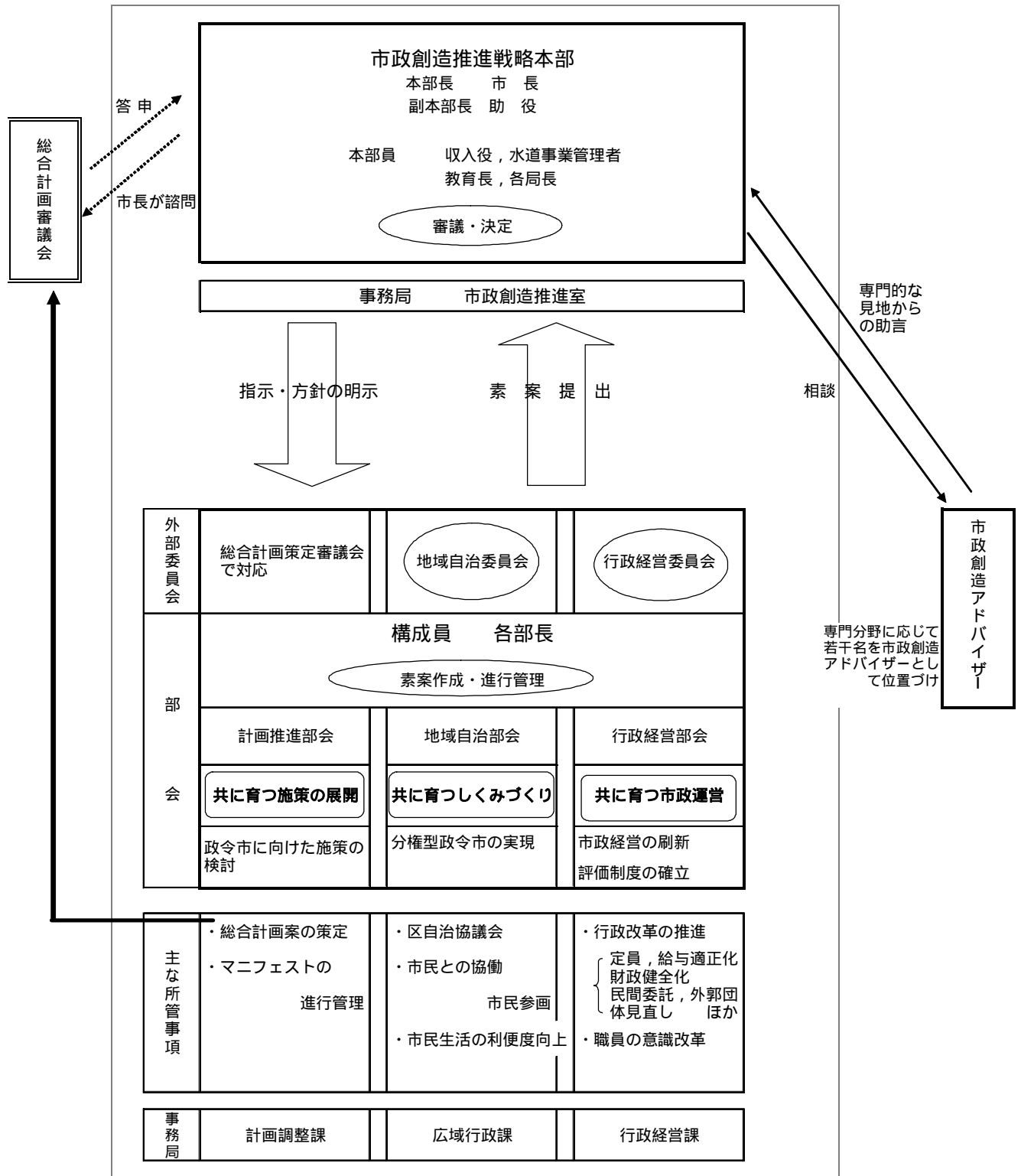
学識経験者や公募委員から構成される外部委員会

---

#### (注5)パブリックコメント

市の政策形成過程における透明性及び公正性の充実に図り、市民の市政への参加の機会を確保することを目的として、市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表し、お寄せいただいた意見を考慮して決定をするための一連の手続き。

# 市 政 創 造 推 進 戦 略 本 部



外部委員会は、学識経験者、公募委員などで構成する。

## 参考 これまでの経緯

平成 8 年 3 月	行政改革大綱	第 3 行政改革の基本的方策 3 簡素で効率的な行財政の運営 民間委託の積極的な推進
平成 8 年 ～平成 14 年	行政改革実施計画	3 簡素で効率的な行財政の運営 公の施設の民間委託の推進 (新規に開設する施設については民間へ管理を委託)
平成 15 年 7 月	市政改革・創造推進の ための基本指針	重点改革項目 2 市民参画の推進 重点推進項目 4 社会貢献活動団体等との協働の推進 重点改革項目 3 機構・行財政改革の推進 重点推進項目 4 民間活力・民間能力を活用した行政運営の推進
平成 15 年 11 月	市政改革・創造推進プ ラン	重点改革項目 2 市民参画の推進 コアプラン 3 社会貢献活動団体等との協働の推進 公園・道路の維持管理へのアダプトプログラムの導入 道路維持管理の連絡体制の構築 利用者の自主運営による学校開放の実施 ほか 重点改革項目 3 機構・行財政改革の推進 コアプラン 6 民間委託等の改革 民間委託の総合的な推進 道路清掃業務の民間委託 浄水場運転管理統括監視システムを民間委託 通学バス等の運転業務の民間委託 ほか
平成 16 年 4 月	民間委託等の推進に関 する基本指針	1 基本指針の目的 2 基本的方向と具体的な取組の方向 3 推進に当たっての留意事項 民間企業等の状況 サービス水準の確保 責任の明確化 機密の保持 ほか 4 取組の推進 事務事業等の総チェック 推進計画の策定 課題の調査・研究 推進体制の整備
平成 16 年 8 月	民間委託等総チェック	専門チーム員等 19 名を中心に、市役所全庁をあげて約 3,700 の 全事業・業務を対象として、民間委託等の可能性を調査
平成 17 年 3 月	民間委託等に関する総 チェック結果報告書	民間委託等を戦略的・重点的に推進する 33 の業種 内部管理業務 人事研修、給与計算 定型的・臨時的業務 各種窓口業務、電算入力業務、市営住宅管理 ほか 専門的知識を要する業務 設計、工事監理、計量器検査、レセプト点検 ほか 現業部門業務 可燃ごみ収集、公用車運転、給食調理、学校用務員 公園・道路・下水道維持管理 ほか 施設管理等の業務 ポンプ場、斎場、墓地、保育園、図書館 ほか